

<個人会員（会費）制移行に伴う大剣連からのお願い>

①個人会員（会費）制への移行により、従前の「団体会費」は徴収いたしません。

※平成23年4月～6月に開催される行事への参加は、個人会員制移行後に個人会員となつていただくことが前提です。

※7月以降に開催される行事には、「個人会員の方のみ」参加することができます。（但し、中学生以下を除く）。

②個人会員の皆様には、各会員が所属する登録団体を介した会費納入をお願いします。

※原則として、登録団体を介さない会費納入は受付いたしません。ご協力をお願いいたします。

③複数の登録団体（道場、大阪剣道協会、高校・大学の剣道部）に所属されている方は、手続の窓口となる登録団体（個人会費を納入する団体）を1つ選択して下さい。

※原則として、高校剣道部に所属されている方は各高校剣道部を、大阪学生剣道連盟加盟の大学剣道部に所属されている方は大阪学生剣道連盟を、大阪剣道協会に所属されている方は大阪剣道協会を介して個人会費を納入していただきます。

※会費の二重納入（二重徴収）防止のため、手続の窓口となる登録団体をご本人の意思により、1つだけ選択し、選択した登録団体の名称を当該登録団体を介して大剣連へ連絡願います。

※くれぐれも複数の登録団体から各種申込や会費納入を行わないようにしてください。

④大阪府剣道連盟と他の都道府県剣道連盟との重複登録はできません。

⑤ご提供いただいた個人情報は、事業活動、会費納入などの事務処理の効率化・高速化等に付随する業務の目的の範囲内で利用いたします。各団体代表者・学校剣道部顧問・連絡担当者および記載責任者におかれましても、個人情報の適正かつ慎重な取扱いに何卒ご協力をお願い申し上げます。

以 上

<会員名簿記入・会費納入に関する注意事項>

①会費規則に基づき、平成23年度の会費区分は以下のとおりです。

- ・高校生相当年齢（平成5年4月2日～平成8年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：1,000円
- ・大学生相当年齢（平成元年4月2日～平成5年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：1,500円
- ・一般（平成元年4月1日以前に誕生日が該当する方）
：2,000円

個人会費を納入していただく対象は、剣道初心者の方から指導者の方まで、全員が対象です。

中学生以下の会員（平成8年4月2日以後に誕生日が該当する方）からは個人会費を徴収いたしません。ただし、個人情報は登録いたしますので、「団体別個人会員名簿（継続会員用）＜様式1＞」および「新規・転入・再入会 個人会員登録者名簿」＜様式2＞」について、ご協力をお願いいたします。

②「団体別個人会員名簿（継続会員用）＜様式1＞」について

- ・現在 貴団体に所属していると思われる方 全員（平成22年度会員動態調査で登録していただいた方と貴団体の会員として平成22年度段級位審査を受審された方）の情報が既に記載されています。
- ・会費記入欄には、会費納入者の方には「○」、貴団体を退団された方には「×」 と記入して下さい。会費未納者は空白にして何も記入せずご回答下さい。
- 物故者については、例えば「死亡」と記入し、当該会員が物故されたことが分かるようにして下さい。
- ・記載事項に誤り・変更がある場合には、二重線（＝）を引き、余白に赤ペンで訂正して下さい。特に「氏名の漢字表記」についてご注意ください。氏名漢字表記に誤りがある場合は、該当する字に赤ペンで×印をし、余白に訂正して下さい。{注意を要する例：吉⇔・、沢⇔澤、高⇔高、浜⇔濱、国⇔國、辺⇔邊、崎⇔崎 真⇔眞 など（住民票に記載されている「字」を基本にして下さい)}
- ・バーコードを使用して事務処理しますので、コードを汚したり、コード上に記入したりしないようお願いいたします。
- ・変更事項記入欄は、住所変更などや連絡事項がある場合にご使用下さい。

③「新規・転入・再入会 個人会員登録者名簿＜様式2＞」について

- ・貴団体に所属する会員情報が「団体別個人会員名簿（継続会員用）＜様式1＞」に記載されていない方（中学生以下の方も含む）については、新たに『新規・転入・再入会 個人

会員登録者名簿』にご記入いただき、ご提出下さい。

- ・事務処理上、すべての項目の情報が必要ですから、正確にご記入下さい。
- ・記入に際しては、楷書で正確に記入して下さい。特に「氏名」漢字表記については、上記を参考の上、ご注意下さい。
- ・「再入会」欄については、本年度は適用になる方はありません。
- ・「職業」欄は、以下のコード表から選び、該当する数字を記入して下さい。「団体別個人会員名簿（継続会員用）＜様式1＞」についても、職業に変更がある方は、下記の職業コードにより、変更をお願いいたします。（※全剣連職業コードに準ずる）

職業コード表									
1	生徒（中学生以下：幼児・小学生を含む）			2	学生（高校・大学・専門学校・その他）				
3	警察官	4	自衛官	5	教員	6	公務員	7	会社員
8	自営業	9	団体職員	10	主婦	11	その他	12	無職

※一つだけを選んでご記入下さい。

・「称号」欄について

範士：範 教士：教 錬士：錬 と、該当する文字をご記入いただくとともに、取得年月日もご記入下さい。

・「段級位」欄について

三級：三級 二級：二級 一級：一級
初段：初 弐段：弐 参段：参 四段：四
五段：五 六段：六 七段：七 八段：八
九段：九

と、該当する文字をご記入いただくとともに、取得年月日もご記入下さい。

④「平成23年度 会員名簿提出表紙（所属会員・会費納入報告書）」について

- ・お手数ですが、団体番号、団体名、代表者（剣道部顧問）名などを記載して下さい。なお、携帯 TEL 番号および E-mail アドレスは任意といたしますが、記載していただければ幸いです。
- ・「団体別個人会員名簿（継続会員用）＜様式1＞」と「新規・転入・再入会 個人会員登録者名簿＜様式2＞」の内容をこれにまとめて下さい。

⑤名簿の提出および会費納入の方法

- ・名簿提出方法は、持参・郵送あるいはFAX（06-6351-3346）のいずれかの方法によります。ただし、バーコード処理するため、FAX送信により、バーコード箇所が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合がございます。
- ・会費の納入方法
 - i) 名簿と共に持参
 - ii) 名簿と共に現金書留

iii) 郵便振込み(番号 00970-4-17781)

団体名と個人会費の振込みであることを明確にしていれば幸いです。

(例: 23年度会費、No. . . .、〇〇剣友会、××人分)

iv) 銀行振り込み(りそな銀行 北浜支店 普通 8275680)

(例: 23年度会費、No. . . .、〇〇剣友会、××人分)

iii)、iv) の場合、振込票のコピーを名簿と共に郵送して下さい。

⑥名簿の提出及び会費納入の期間

・平成23年4月4日から6月末日まで

⑦その他

・大剣連事務局は、手続き終了後に各団体の連絡責任者の方に「平成23年度 会員名簿提出表紙」に受領印を押して、返却(返送)いたします。

・名簿を郵送される場合は、必ず原本あるいはコピーをお手元に保管して下さい。

・「登録証の発行について」

「新規・転入・再入会 個人会員登録者名簿<様式2>」に記載された方のうち、新規登録者の方には、大剣連が登録証を作成し、お渡し(送付)いたします。

・未成年者の情報を記載する場合は、「別紙 < 保護者様宛て文書 >」に基づいて、必ず保護者の方の同意を得た上で、ご記入下さい。

以 上

<会費規則 抜粋>

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 正会員 2,000 円。ただし、大学生相当年齢の会員は 1,500 円。

(2) 準会員 イ、高校生相当年齢の会員は 1,000 円

ロ、中学生以下は無料

(3) 賛助会員 5 千円以上（一口 5 千円、一口以上）

2 正会員および準会員の会費は、原則として、正会員および準会員の所属する登録団体を通じて納入しなければならない。

3 一旦、退会した者が再入会する場合には、次の算式により計算した額を再入会金として納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由により退会した者が、再入会する場合にあっては、登録団体を通じて、その事由を明らかにした書面を提出することにより再入会金を納めることなく再入会することができる。

(1) 未納年数×2,000 円+手数料 (3,000 円)

(再入会に関して、平成 23 年度は、適用になる方はありません)

以 上